

漂着物の検査方法

1月から3月にかけてポリ容器が海岸に流れ着くことがあります。中には、蓋がされ中身のあるものもあり、危険なものが入っている場合もあります。

新潟市では市民の皆さんがこうしたものを発見した場合は、決して手を触れず最寄りの区役所や消防署に連絡するよう呼びかけています。

ところで、発見されたポリ容器は、その後どうするのか？

まずは、何が入っているかを調べなければなりません。その検査を当研究所が行っています。その検査の手順を簡単に説明します。

検査の手順

外観の検査



外観の検査

容器の表示、内容物の外観を確認します。ときには薬品の表示があることもあります。ガラス容器などに取り出し、色、濁り、臭いなどを確認します。

酸アルカリの判定

試験紙で強酸、強アルカリを判定します。これまでには強酸のものもありました。

海水の判定

ポリ容器には海水を含むことが多いため、海水があると反応して白濁する試薬で判定します。

酸化剤還元剤の判定

酸化剤、還元剤が入っているかどうかを試薬で判定します。以前に過酸化水素(酸化剤)の表示があったため、このような検査を行っています。

主な成分の検査



主な成分の検査機器

イオンクロマトグラフという機器で溶け込んでいる成分の種類や濃度を測定します。

有害物質の検査

水銀やシアンなど健康被害の恐れがある物質については、それぞれ個別に低濃度まで詳細測定

このほか、容器に表示がある場合など疑わしい物質についても検査します。

なお、過去に漂着し検査したものは、下記のとおりでした。

表			
漂着時期	個数	内容物	備考
平成 12 年	1 個	海水	「過酸化水素(化学式)」の表示
平成 15 年	2 個	海水、淡水	「ミネラルウォーター(英文)」の表示
平成 16 年	1 個	海水	ドラム缶
平成 18 年	2 個	海水	「硝酸(化学式)」の表示
平成 20 年	4 個	塩酸、海水、食酢、尿	ペットボトル(食酢と尿)
平成 21 年	8 個	塩酸、硫酸、海水、醤油?	
平成 22 年	13 個	ヒドラジン、硫酸、海水	